平成２１年（フ）第１２号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地９棟802号
破産者　福井健一郎
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２２７号
愛知県常滑市本町２丁目208番地
破産者　本田　雅也
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８５１号
愛知県愛知郡長久手町作田１丁目106番地シャトー長湫108号
破産者　麺屋黒船一宮店こと　加納　真二
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第８１１５号
大阪府枚方市東山２丁目33―１―405号室、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉美咲３丁目12番24号
破産者　池田　晴記
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３１０号
滋賀県野洲市北野１丁目13―10　鈴木マンション１―１、住民票上の住所大阪市天王寺区南河堀町９番48―906号
破産者　とんこつ食堂こと　林　　聖也
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８４号
大阪府東大阪市荒川２丁目25番２号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市塚口町２丁目31番地ジオ阪急塚口204号
破産者　吉田　直子（旧姓福地）
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９９号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目19番５―103号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目５番13号セジュール武庫之荘208号
破産者　松元　悦好
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第４８９号
香川県高松市牟礼町牟礼979番地１、住民票上の住所香川県さぬき市大川町田面95番地１
破産者　國方　　滿
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第１４０７号
熊本市清水本町29番８号
破産者　大石由美子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第５０５号
神奈川県相模原市相武台２丁目11番12号、破産手続開始時の住所神奈川県相模原市相武台２丁目24番６号
破産者　吉山　伸一
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第３０１号
滋賀県湖南市大字岩根882―１　パッション湖南103号室、開始決定時の住所滋賀県湖南市水戸町25番地９
破産者　福山　**邦**夫
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２２５８号
神戸市中央区花隈町24番10―401号、主たる営業所の所在地京都市南区西九条高畠町25―１
破産者　Ｃｈｉｎｏ　Ａｒｔ　Ｐｒｉｎｔｉｎｇこと　茅野　哲士
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
京都市下京区麩屋町通五条上る下鱗形町540番地、破産手続開始決定時の住所京都市左京区高野東開町１番地の23　東大路高野第３住宅37棟302号
破産者　荒川　忠征
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３５号
兵庫県揖保郡太子町立岡153番地１
破産者　中満　勝通
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１０８号
広島県福山市草戸町１丁目25―10　草戸セントラルハイツ404、住民票上の住所広島県神石郡神石高原町上2511番地
破産者　岡崎　隆一
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成１９年（フ）第１９０号
富山県高岡市戸出吉住103番地吉住又新市営住宅Ａ棟107号、開始決定時の住所富山県氷見市柳田526番地２
破産者　タイヤショップシオこと　子浦　　宏
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部